

食肉流通経営体質強化促進事業実施要綱

平成29年	3月30日付け	28農畜機第6548号
一部改正平成30年	3月28日付け	29農畜機第6756号
一部改正平成31年	3月29日付け	30農畜機第7741号
一部改正令和2年	3月25日付け	元農畜機第7716号
一部改正令和3年	3月29日付け	2農畜機第7072号

食肉卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第4条第6項に定める中央卸売市場のうち食肉に係るもの及び環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第108号）による改正前の畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）附則第10条の規定に基づき指定された卸売市場等をいう。以下同じ。）や食肉卸売業者、食肉小売業者（以下「食肉流通業者」という。）は、国産食肉の円滑な流通と国民への安定供給、延いては家畜生産の安定的な発展に重要な役割を果たしている。

一方で、食肉卸売市場においては、近年における市場外流通の進展等を背景とした上場数量の減少や、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定等の発効に伴う安価な輸入食肉の流通の増加等、食肉流通業者においては、家畜の出荷頭数の減少に伴う仕入れ価格の上昇等により、厳しい経営環境に直面していることから、食肉流通の各段階における経営体質の強化や食肉流通の更なる円滑化が必須となっている。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、食肉卸売市場において卸売をする業務を行う者（以下「荷受業者」という。）についての情報機能の強化、決済機能の強化、品質管理の高度化及び食肉取引の円滑化を図る事業並びに食肉流通機能の適正化の推進、食肉流通機能強化の推進、生産者等との連携強化の推進及び食肉流通業者の経営体質強化等のため低利融資する融資機関に利子補給を行う事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって、食肉流通業者の経営の安定化を図るとともに、消費者への安全・安心な食肉の安定供給と畜産の健全な発展に資

するものとする。

本事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、別添1、3及び4の事業にあつては、令和3年度畜産業振興事業等に係る公募要領（令和3年1月15日付け2農畜機第5539号）により応募した者から選定された者とし、別添2の事業にあつては、全国食肉事業協同組合連合会及び全国食肉業務用卸協同組合連合会とする。

第2 事業の内容

この事業の内容は、次のとおりとする。

1 食肉流通機能適正化推進事業

食肉流通関連制度等の遵守の推進及び消費者の信頼確保等を図る事業であり、別添1のとおりとする。

2 食肉流通機能強化推進事業

共同化に係る取組及び経営体質の強化に資する技術習得等を図る事業であり、別添1のとおりとする。

3 生産者との連携推進事業

生産地と連携した産地食肉の販売推進等を行う事業であり、別添1のとおりとする。

4 食肉流通経営体質強化支援事業

食肉流通経営の体質強化を図るため、低利資金を融資する融資機関に対する利子補給を行う事業であり、別添2のとおりとする。

5 食肉卸売市場機能強化事業

荷受業者についての情報機能の強化、決済機能の強化及び品質管理の高度

化等を行う事業であり、別添3のとおりとする。

6 食肉取引円滑化推進事業

食肉取引の円滑化や品質向上のため、検討委員会等の開催、調査研究及び研修会等を行う事業であり、別添4のとおりとする。

第3 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、機構理事長（以下「理事長」という。）が別に定めるものとする。

附 則（平成29年3月30日付け28農畜機第6548号）

- 1 本要綱の制定に伴い食肉小売機能高度化推進事業実施要綱（平成18年5月12日18付け農畜機第645号）、食肉卸売経営体質強化促進事業実施要綱（平成18年5月16日付け18農畜機第670号）及び大口食肉需要者安定供給支援事業実施要綱（平成23年4月1日22日付け22農畜機第4361号）は廃止する。

平成28年度に終了した事業については、この要綱の制定前の規定は、なお効力を有するものとする。

- 2 この要綱の制定前の食肉小売機能高度化推進事業実施要綱（平成18年5月12日付け農畜機第645号）第2の4及び食肉卸売経営体質強化促進事業実施要綱（平成18年5月16日付け18農畜機第670号）第2の3による事業については、本事業に移行したものとみなす。

附 則（平成30年3月28日付け29農畜機第6756号）

- 1 この要綱の改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度に終了した事業については、この要綱の改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成31年3月29日付け30農畜機第7741号）

- 1 この要綱の改正は、平成31年4月1日から施行する。

- 2 平成30年度に終了した事業については、この要綱の改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和2年3月25日付け元農畜機第7716号）

- 1 この要綱の改正は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度に終了した事業については、この要綱の改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和3年3月29日付け2農畜機第7072号）

- 1 この要綱の改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度に終了した事業については、この要綱の改正前の規定は、なお効力を有するものとする。
- 3 食肉卸売市場機能強化事業実施要綱（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-3。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 4 令和2年度に終了した食肉卸売市場機能強化事業については、旧要綱の第3の4の市場機能強化資金の融通、第8の実績報告等、第9の消費税及び地方消費税の取扱い及び第10の帳簿等の整備保管等の規定は、なお効力を有するものとする。